

## 保育所（園）・認定こども園 入所（園）申請にあたっての確認書

※ 確認欄にチェックの上、署名、捺印をお願いします。		確認欄
1	認定（現況）申請書兼入所（園）申請書の内容、並びに添付書類（証明書等）に虚偽があった場合は、教育・保育給付認定及び入所（園）承諾を取り消す場合があります。	<input type="checkbox"/>
2	求職活動による入所（園）の場合の入所（園）期間は、入所（園）日から1か月間です。	<input type="checkbox"/>
3	妊娠・出産による入所（園）の場合の入所（園）期間は、出産予定日の属する月とその前後2か月間（最長5か月間）です。	<input type="checkbox"/>
4	教育・保育給付認定期間及び入所（園）期間は、支給認定証及び入所（園）承諾通知書の通りです。 なお、翌年4月以降も入所（園）を希望される場合は <u>毎年現況届（申請書）</u> の提出が必要となります。	<input type="checkbox"/>
5	育児休業期間中に入所（園）申請された場合、入所（園）日時点で復職（育児休業取得前の職場に復帰すること）している必要があります。（慣らし保育の期間は除く。） 復職した日から1か月以内に復職証明書を提出してください。（復職する予定がない場合、入所（園）申請はできません。）また、 <u>復職証明書の提出がない場合や、復職予定月に復職していない場合は退所（園）となります。</u>	<input type="checkbox"/>
6	就労内定で入所（園）申請された方は、「就労・就職内定証明書」記載の勤務先及び就労条件で就労することが必要です。就労開始した日から1か月以内に改めて「就労・就職内定証明書」を提出してください。提出がない場合、また申請時に提出いただいた「就労・就職内定証明書」記載の就労条件で就労していない場合は、退所（園）となります。	<input type="checkbox"/>
7	「就労」で認定された方であっても、入所（園）後 <b>1度も就労せずに</b> 産前産後休暇に入られた場合、出産予定日の属する月とその後2か月間は利用できますが、その後就労されない場合は退所（園）となります。また、この場合、 <u>産後休暇後、育児休業を取得する場合も継続利用はできません。</u>	<input type="checkbox"/>
8	決定（または内定）した保育所（園）・こども園を辞退する場合は、入所（園）月の前月の末日までに入所（園）申請取り下げ届出書を提出してください（必着）。提出がない場合、在籍となり保育料（0～2歳児）がかかります。辞退後に改めて入所（園）を希望される時は、再度申請が必要です。	<input type="checkbox"/>
9	保護者の家庭状況、就労状況等が変更になった場合は、変更が生じた日から1か月以内に「教育・保育給付認定変更申請書」等を提出してください。 <u>提出がない時は判明した時点で退所（園）となります。</u>	<input type="checkbox"/>
10	海南市から他市町村へ転出した時は退所（園）となります。	<input type="checkbox"/>
11	給食、補助食等の食事の制限については、医師の診断がある場合（所定の様式あり）のみ対応しています。アレルギーについては基本的に除去食での対応となります。（代用食をご用意いただく場合もあります。また、私立園によっては除去食ではなく代用食となる場合もあります。）	<input type="checkbox"/>
12	育児休業期間中（継続利用の場合に限る）や求職活動中、内職、疾病・障害、介護要件の方の保育時間は、原則として平日の午前8時30分から午後4時30分までとなります。	<input type="checkbox"/>
13	決められた時間までに必ずお迎えに来てください。どうしても間に合わない方は、ファミリーサポートセンターなどを利用し、対処してください。原則として利用時間外の利用は認められません。	<input type="checkbox"/>
14	保育標準時間認定を受けられた方であっても、就労のない日の利用時間は午前8時30分から午後4時30分までとなります。 <u>土曜日についても、就労のない日はできる限り家庭保育をお願いします。</u>	<input type="checkbox"/>
15	延長保育（利用される園によって時間が異なります）を希望される方の利用曜日・利用時間については、添付書類（就労証明書等）をもとに決定します。希望する曜日・時間で決定されない場合があります。	<input type="checkbox"/>

裏面に続きます。必ずご確認ください。（署名欄もあります。） →→→

16	市内の保育所・こども園・幼稚園に対し第一希望として申し込めるのは1施設のみです。複数施設を第一希望として申込みされた事実が判明した場合、 <b>申し込みが全て無効</b> となります。	<input type="checkbox"/>
17	希望された施設(第1希望から第3希望の施設)に入れない場合、それ以外の施設に空きがあれば入所(園)を希望しますか? どちらかに○を付けてください。 【回答】 はい  いいえ	<input type="checkbox"/>
18	希望された施設に入れない、または紹介できる施設がない場合は、入所(園)ができない旨の通知(保留通知書)を送付いたします。保留通知書をお送りした場合でも、入所(園)申請を取り下げられない限りは引き続き利用調整いたします。(入所(園)可能となった場合のみ連絡いたします。)	<input type="checkbox"/>
19	1度入所(園)し、途中で他の施設に転園を希望される場合は、改めて入所(園)申請が必要です。	<input type="checkbox"/>

**《お子様が0～2歳児(入所(園)希望年度の4月1日時点で0～2歳)の場合は、次の20から25についてもご確認ください。》**

20	保育料(利用者負担額)は毎月お支払いください。翌月の15日が支払期日となっています。(私立のこども園に入園の場合、園で決められた支払期日までにお支払いください。)	<input type="checkbox"/>
21	保育料を滞納された方は、児童福祉法第56条第10項の規定に基づき、財産調査及び強制徴収させていただきます場合があります。	<input type="checkbox"/>
22	保育料決定のため、税の申告をされていない方は、所得税または市県民税の申告が必要です。	<input type="checkbox"/>
23	保育料の減免は、原則として減免申請のあった月の翌月からとなります。	<input type="checkbox"/>
24	保育料は9月に切り替えが行われ、金額が変更(増額・減額)になることがあります。	<input type="checkbox"/>
25	保育料は、保護者(父母)の収入が一定額に達していない場合、同居の祖父母等の市民税課税額をもとに決定する場合があります。	<input type="checkbox"/>

**《兄弟姉妹で同時に入所(園)申請された場合は、次の26から27についてもご確認ください。》**

26	兄弟姉妹で同時に入所(園)申請された場合、申請状況によっては、別々の施設に決定される可能性があります。この場合、次のどちらを希望されますか? 【回答】 ( )内に○を付けてください。(その他の場合は、具体的に記入してください。) ・( ) 別々の施設になっても、入所(園)を希望する ・( ) 同じ施設でなければ、いずれも入所(園)を希望しない ・( ) その他( )	<input type="checkbox"/>
27	兄弟姉妹で同時に入所(園)申請された場合、申請状況によっては、兄弟姉妹のいずれかが入所(園)できない可能性があります。この場合であっても入所(園)を希望されますか? 【回答】 ( )内に○を付けてください。(その他の場合は、具体的に記入してください。) ・( ) 希望する ・( ) 希望しない ・( ) その他( )	<input type="checkbox"/>

保育所(園)・認定こども園 入所(園)申請にあたり、本確認書の各事項について確認しました。

令和 年 月 日

保護者氏名

㊞

保護者氏名

㊞

**(ご本人がそれぞれ署名してください。)**